

# 第 1 3 0 回

## 杉並区都市計画審議会議事録

平成 1 6 年(2004 年) 8 月 2 5 日(水)

議 事 録

会議名		第130回杉並区都市計画審議会
日 時		平成16(2004)年8月25日(水)午前10時から12時
出席者	委員	〔学識経験者〕 黒川・村上・石川・陣内 〔区 民〕 田木・徳田・武井・大村・栗原・ 〔区議会議員〕 田中・田代・横山・本橋・山崎・木梨・伊田 〔関係政機関〕 倉知・
	説明員	〔政策経営部〕 〔危機管理室〕 防災課長 〔区民生活部〕 産業振興課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、建築担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長 土木管理課長、建設課長、交通対策課長 維持課長、公園緑地課長、緑化担当課長 建築課長、審査担当課長、 〔環境清掃部〕 環境清掃部長
傍聴	申請	なし
	結果	なし
配付資料		郵送分 1．議案1 東京都市計画公園(杉並第2・2・40号 天沼公園)の変更について 2．諮問文 3．放射第5号線等について 4．用途地域等変更に係わる決定告示について 席上配布 なし
議事日程		1．審議会成立の報告 2．開会宣言 3．新委員の紹介 4．議席の決定 5．署名委員の指名 6．傍聴申出の確認 7．議題の宣言

	<p>8. 議事  (1) 審議  ア. 東京都市計画公園(杉並第2・2・40号)の変更について  [杉並区決定]  (2) 報告  ア. 放射第5号線について  イ. 用途地域等の変更に係わる決定告示について  9. 事務局からの連絡  (1) 次回の開催予定  10. 閉会</p>
<p>審議経過</p>	<p>議案  <b>東京都市計画公園(杉並第2・2・40号 天沼公園)の変更について</b>  <b>【杉並区決定】&lt;16諮問第7号&gt;</b>  本件について資料に基づき、説明と現場視察を行い、各委員から意見を伺った。  説明者 = 都市計画課長</p> <p>&lt;主な質疑&gt;  公園用地取得のための予算はどうなっているのか。  この公園事業と密集事業との関係はどうなっているのか。  「都市計画マスタープラン」のみどりとのネットワークの中で、公園はどう位置づけられているのか。  天沼公園の防災機能はどうなっているのか。  など。</p> <p>&lt;区からの答弁&gt;  密集住宅市街地促進整備事業を活用したため、用地費の半分が国、4分の1が東京都、4分の1が区の負担になっている。  密集事業で防災性を高めるのに、オープンスペースの確保と防災活動の出来る道路の整備がある。公園整備をきっかけに消防活動の軸となる路線を整備していきたいと考えている。  「まちづくり基本方針」の中に「みどりと水のまちづくり方針」があり、旧桃園川については「みどりと水のプロムナード軸」と位置づけられており、みどりや水を活かしたプロムナードを整備し、ネットワーク化を図っていく。  防災の拠点となる公園ではないが、この地区には貴重なオープンスペースであり、防災的な面でも役立つように考えている。</p>
<p>審議結果</p>	<p>議案  <b>東京都市計画公園(杉並区第2・2・40号 天沼公園)の変更について</b>  <b>【杉並区決定】&lt;16諮問第7号&gt;</b>  原案了承、「異議なし」で区長に答申することを決定した。</p>

発言者	発言内容
都市計画課長	<p>定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。本日は、委員、委員、委員、それから委員、4名の委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。まだお見えになっていらっしゃる委員もい</p>

らっしゃいますけれども、都市計画審議会全 21 名委員のうち、15 名のご出席をいただいておりますので、第 130 回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。

また本日は、議案の審議に伴い、天沼公園の現地視察を行いたいと考えてございますのでよろしくお願いたします。

会 長 それではただいまから、第 130 回杉並区都市計画審議会を開催します。審議に先立ち、事務局から報告がありましたらお願いたします。

都市計画課長 では始めに、事務局から都市計画審議会における区議会の議員の委員に係る委嘱につきましてご報告いたします。平成 16 年 6 月 18 日付で、区議会議長から本都市計画審議会における区議会の議員の委員の推薦がございました。そこで、杉並区都市計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、7 月 16 日付で委員を委嘱させていただきました。本日新しい委員がお見えになってございますので、ご紹介をさせていただきたいと存じます。

田中朝子委員でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、田代さとし委員でございます。よろしくお願いたします。

横山委員ですが、まだお見えになってございませんので先に進めさせていただきます。

本橋文将委員でございます。よろしくお願いたします。

引き続きまして、山崎一彦委員でございます。

山崎委員は、引き続き、委員をお願いしてございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、木梨もりよし委員でございます。

伊田としゆき委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、委員の交代がございましたので、杉並区都市計画審議会運営規則第 4 条に基づき、会長に議席の決定をお願いしたいと存じます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたように、運営規則第 4 条に基づき、これから議席を定めたいと思いますが、現在お座りの席をそのまま議席とさせていただいたらどうかと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 どうもありがとうございました。それでは、これで議席を確定させていただきます。

都市計画課長 ありがとうございます。ただいま、会長より新しい議席をお決めいただきましたので、若干お時間をいただきまして、新しい議席表を配付させていただきたいと存じます。

引き続きまして、審議会運営規則第 11 条第 2 項に基づき、本日の署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは本日の署名委員として、就任早々ですが田中委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

続いて、本日の傍聴の申出はありますでしょうか。

都市計画課長 本日は、傍聴の申出はございません。

会 長  
都市計画課長

それでは、これから事務局から議題の宣言をお願いしたいと思います。

本日の議題は審議案件といたしまして、「東京都市計画公園（天沼公園）の変更について」、それから報告事項といたしまして、「放射第5号線について」、及び「用途地域等変更に係わる決定告示について」でございます。

天沼公園につきましては、審議案件をご説明した後に、40分ぐらいになるかと思いますが、時間にいたしまして10時20分ぐらいから現地視察を行っていただきたいと考えてございます。その後、ご審議に入っていただければというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、資料につきましては、お手元の配付資料一覧でご確認をいただきたいと思います。

会 長

それでは、審議会では異例ですが、現地視察ということでございます。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、始めに審議案件の「東京都市計画公園（天沼公園）の変更について」、説明のほうをよろしくお願いたします。

公園緑地課長

おはようございます。公園緑地課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、座って説明させていただきます。

始めに、都市計画案の縦覧結果を報告いたします。案の縦覧は手続にしたがい、7月15日から7月28日までの2週間行いました。その結果、縦覧者はございませんでした。縦覧に先立ち、5月28日金曜日午後7時から天沼会議室において行われた、天沼三丁目地区密集事業住民説明会の中で、公園の都市計画決定について説明をいたしました。なお、この説明会の案内は、『広報すぎなみ』5月21号及び区ホームページでお知らせしたほか、天沼三丁目地区及び説明会場周辺の約4,000戸にご案内のチラシを各戸配布してお知らせいたしました。その結果、58名の方々にお越しいただきました。

それでは、説明に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。議案の1で表紙に「東京都市計画公園の変更について（案）第2・2・40号天沼公園」と記されている資料で、3ページになってございます。お手元にございますでしょうか。不備がございましたらお申し出ください。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、本案件の概要を説明させていただきます。JR中央線荻窪駅の北になりますが、天沼三丁目に西武ゴルフ株式会社所有の研修所がございます。後ほど、現地をごらんいただきますが、池畔亭と呼ばれた施設の跡地でございます。現在は建物のほかに池のある日本庭園がございます。もともとは、桃園川の水源地となっていた場所で、大きな樹木が茂り、背の高い生け垣で囲まれています。従前から、地区のまちづくり協議会より、当地を公園として整備することについて強い要望がございました。また、密集住宅市街地整備促進事業の延伸を検討する中で、土地所有者に用地を防災の観点から取得したい意向を伝え、話を進めてまいりました。そして、先般売却の内諾を得られたところでございます。

杉並区では、「杉並区まちづくり基本方針」の中で、みどりと水の空間軸づくりを1つの柱としてございます。そして、「杉並区みどりの基本計画」の中で、

区内においてみどりの少ない天沼、阿佐ヶ谷地区を緑化重点地区に定めてございます。また、天沼三丁目は密集市街地であり、まちづくり協議会からのまちづくり提案を受けて、平成7年度に密集住宅市街地整備促進事業を導入いたしました。さらに、平成11年、天沼三丁目地区に防災再開発促進地区の都市計画決定をしてございます。防災上、環境上課題を抱える当地区において、唯一の貴重な空間となつてございます当地を、このたび既存のみどりと水を生かし、防災に配慮した公園とするため、都市計画公園として都市計画の手続を行うこととなりました。よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

なお、都市計画決定に先立ち、事前に都知事の同意が必要となりますが、7月8日に同意する旨の同意書が送付されてございます。

それでは、資料表紙をめくっていただいて、1枚目をごらんください。本案件の概要でございます。都市計画公園の変更として天沼公園を追加するものでございます。種別としましては街区公園でございます。公園の名称は天沼公園でございます。番号2の2の40の最初の2は公園区分で街区公園を意味しております。次の2は規模で、1ヘクタール未満をあらわします。最後の40は通し番号で、東京都市計画において、杉並区で40番目の街区公園ということになります。なお、この天沼公園という名称は、都市計画上の名称でございます。実際に開園する際には、改めて名称を決めることとなります。ちなみに、本年10月30日に開園を予定しております浜田山にございます柏の宮公園は、都市計画では杉並南中央公園となっております。次に位置でございますが、杉並区天沼三丁目地内で、面積は約0.53ヘクタールとしております。備考は公園の主な施設内容を記述してございます。

2枚目をお開きいただきたいと存じます。本公園の位置を示しています。こちらは都市計画図に位置を示してございます。赤く塗ってあるのが計画地でございます。当地はJR中央線の荻窪駅の北約400メートルになります。周辺につきましては、南約300メートルのところは青梅街道、西約500メートルのところは環状8号線が通っております。

計画地は第一種中高層住居専用地域となっております。周辺の公園の状況でございますが、天沼西公園、天沼三丁目公園、天沼もえぎ公園など、小面積の街区公園が配置されておりますが、比較的公園の少ないエリアになってございます。ちなみに、天沼三丁目の住民1人当たりの区立公園面積は、現在約0.4平方メートルでございます。区全体の区民1人当たりの区立公園面積は約0.9平方メートルでございますので、それと比較すると低い水準と言えます。

3枚目をお開きいただきたいと思っております。公園の都市計画図でございます。太い線で囲まれた部分が今回の計画の範囲となります。周囲約310メートル、面積約0.53ヘクタールとなっております。坪にいたしますと、約1,600坪の広さです。公園の計画の内容については、まだ定まってございません。整備方針としては、既存のみどりや水を保全・活用した防災に配慮した公園とすることを基本としてございます。都市計画決定された後に区民の皆さま方のご意見をいただきながら、公園計画について区民意見が反映された内容にしてまいりたいと考えて

おります。

最後に、天沼三丁目地区密集事業住民説明会で出た公園に関する主なご意見、ご要望を紹介いたします。「公園整備に当たっては、史跡的な取り扱いをする配慮も必要ではないか」とのご意見や、「杉並全体の宝と考えると公園整備を進めてほしい」とのご意見がありました。この池畔亭跡地を都市計画公園に定めることについて、反対のご意見はございませんでした。

以上で説明を終わります。

会 長

どうもありがとうございました。ただいま説明がありましたが、意見や質問等については現地視察終了後というふうに思います。でも、その前にどうしても聞きたいということがありますか。では、なければ、現地視察を今から行いますので、どうぞ。

都市計画課長

それでは、現地視察を行いたいと存じますので、委員及び関係職員におかれましては、西棟1階の玄関前にご集合いただきたいと思います。

### ( 現 地 視 察 )

都市計画課長

どうも現地ご視察お疲れさまでございました。引き続きご審議お願いしたいと思いますが、新しい委員の横山委員がお見えになりましたのでご紹介させていただきます。

委 員

よろしくお願いたします。

都市計画課長

それでは、よろしくお願いたします。

会 長

それでは、審議を再開したいと思います。この案件について、ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでも結構でございます。

委 員

1点だけなんです。こういうみどりがふえることには大賛成なんです。今後、例えば、ほかの地区でもこういうのが出てきたら区としては買えるのか。例えば、今回の場合、こういうのを買う場合は、国や都の予算との絡み、そういうのはもらえるのか。今後ももらえるのか、今回はもらえるのは大変だったのかどうか、その辺の財政面の状況について教えてください。

まちづくり推進課長

今の委員のご指摘がございますが、この用地取得につきましては、密集住宅市街地促進整備事業という網がかかっております。この事業を活用しますと、国から補助金が出たり、東京都からも出ます。そういった絡みになります。ですから、今回の取得につきましては、用地費の半分を国に負担していただけます。それから、その4分の1を東京都に負担していただけます。その4分の1が区の負担になるわけですが、区としても財調という手当ができますので、非常に、ある意味ではお得なことになっております。いろいろと地域の皆さんの合意形成が大事だと思うのですが、これからもそういった事業の指定がされれば、こういったことをうまく活用できます。国や都が絡むものは、こういった地域になるかと思いますが、よろしくお願いたします。

委 員

きょう拝見した公園と密集事業との関係、整備計画との関係をもう少しご説明いただきたいと思いますということと、それから、桃園川の水源だということで、桃園川を

考える会という市民グループがあると思うんですが、その人たちが調べている情報とその水源との関係とか、その辺のアウトラインだけでもまず説明いただきたいと思うんですが。

まちづくり推進課長 今委員が指摘されました、ボランティアというか、非常に研究熱心な方がいまして、桃園川を考える会という会がございます。また、私どもがまちづくり活動に対していろいろと支援をしております。そういった支援の中で、そういった皆さん方が地域に関心を持ちまして、地下水の研究を熱心にされています。そういったことが今回の地元説明会にもご出席されて出されまして、この公園づくりに是非そういった研究活動などの知恵を活用させていただきたいといったお話もしていますので、これからも具体的な公園づくりに、こういった皆さん方の知恵を生かしていきたい。こういったことを考えていきたいと思います。

それと、密集事業との関係ですが、今回事業の延伸の時期ということで、ちょうど期限が切れる時期でございました。延伸を検討する中で、ちょうど公園が取得できるような状況が生まれましたので、何とかこの事業を延伸して、継続していくような時期にきました。そうした中で、今日、西武ゴルフさんが現地においでになられておりましたが、地権者の方との粘り強い交渉により、是非お譲り願いたいということに、やっと内諾を得ました。西武ゴルフさんとしても地域に還元したいということで、非常に熱心に我々に協力していただきました。それから、地元の方も平成5年から、まちづくり協議会を熱心にされていまして、その中でこういった地域にこの池畔亭跡地が公園になればいいなという希望がございました。その夢が実現したという、そんな感じでございます。よろしく願いいたします。

委 員 私質問いたしました趣旨は、事業の経緯ということではなくて、全体の整備計画との関係とか、桃園川の元の位置と、それからこの公園との関係とか、そういった位置関係とか、もう少し判断しやすいような、アウトラインの情報をいただきたいなと思ったんです。

会 長 位置とかっていうのは、どういうこと。質問の意図がわからないですが。

委 員 このいただいている地図の位置で、水源と桃園川が、どの辺に流れていたのか、その辺がもう少し明確にわかるとういかなと思っているんですけども。それから、整備計画のほうは、区の都市計画で決めた整備計画がありますよね。

都市計画課長 この公園事業と密集事業の関係でございますが、密集事業でこの地域に防災性を高める一貫といたしまして大きく2つございます。1つはオープンスペースを増やしていこうということと、それから、避難できる場所、防災活動ができるような通路を整備していこうという大きな2点がございました。この地域につきましては、中に衛生病院という大きな病院がございます。また、そのお隣に小学校がございます。その部分と今日ご視察いただきました場所を結びまして、防災の核にしていくというのがこの密集事業の大きな考え方でございます。

今日は、周辺を歩いていただきましたけれども、あのように道路が非常に狭いということがございまして、それを広げていくというのはなかなか難しい部分がございますけれども、隅切りですとか、それからセットバックなど、少しずつ



ご協力いただいて、消防活動ができるような軸となる路線を整備していくというふうに考えてございます。それが、密集事業と公園事業との関係でございます。その中で、今回公園としてあの場所を整備するに当たって、都市計画の決定をいただくということで進めてきたところでございます。

それから、桃園川につきましては、先ほどお話に出ました桃園川を考える会等とも、お話をさせていただいてございます。桃園川の源頭というのは、あの付近に幾つかあったというふうに聞いてございます。あの場所につきましては、先ほどご視察いただきましたテニスコートがあったところ。あのあたりに弁天池があって、そこに水がわいていたというふうに聞いてございます。

ちょうど、あの場所よりも青梅街道側のところに桃園川本体が流れておりまして、そこへ流れ込んでいたということです。今、その桃園川本体につきましては、遊歩道としてカラー舗装で整備されてございます。そこにもともとの川があったというふうに、古い地図等を見て判断いたしますと、あそこだけが源頭になっていたわけでは、どうもないわけでございます。その先にも、青梅街道を越えても先に、源頭になっていたと。古い地図を見ますとそのようになってございます。ですから、そのうちの1つであるというふうに聞いてございます。以上でございます。

会 長

多分この審議資料の最後のページの図でね。そのカラー舗装されている道路はどれですかというのを説明していただきたいと思うんですけども。

都市計画課長

はい、わかりました。カラー舗装されている道路につきましては、この最後のページに太枠で囲まれております一番南側、下の部分の道から2本目のところに、ちょっと蛇行した道があるかと思えます。この部分が現在カラー舗装されている部分でございます。

会 長

どれですか。

都市計画課長

ちょっとわかりづらいのですが。

非常に見にくくて恐縮でございますが、数字で44.4と書いてございます。その上の道でございます。ちょうどこういう位置関係です。

会 長

わかった。

都市計画課長

よろしいですか。

会 長

いいですか。

委 員

現地視察ということで、とてもわかりやすい企画だったと思えます。ただ、ちょっと説明、今の委員からもございましたように、説明の資料が都市計画に関する案件の資料としてこういうスタイルだと思うんですが、少し丁寧な説明資料をいただきたいというのが率直な感想でございます。やはり「都市計画マスタープラン」とか、「みどりの基本計画」とか、きちんと計画があるわけですから、せめてですね、「みどりの基本計画」で水とみどりのネットワークという構想をおつくりになっていらっしゃるわけなので、そういうものを参考資料として添付していただいて、その中でこれがどうかという、最低それぐらいの説明を都市計画審議会の中でしていただきたいというふうに思います。

その関係で、私、これは桃園川の水源地とか、ネットワークという観点から大

変重要なことだと思うので、ちょっとお伺いしたいことがございます。非常にわかりにくい図面なんですけど、今日の東京都市計画図というカラーコピーがございませぬ。ここで公園緑地が、これもよくよく見ませんとどこが公園で、色が全くわかりませんが、よくよく目を凝らしますと、今回の天沼公園の上に、これは多分妙正寺池の水源と、それから妙正寺川が都市計画決定されて、緑道として計画決定されている部分があると思います。それから、例えば善福寺は上流だけで、あとは真ん中がなくて、和田掘のほうからまた都市計画。それから神田川につきましても、今回ご報告がございませぬが、高井戸公園、18ヘクタールから17.4ヘクタールにまで、0.6ヘクタール減少するわけですけども、東京都のその時点でのご説明では、神田川を都市計画決定していくので、神田川緑地です。そのことで将来対応させてほしいというご説明があったわけなんです。

つまり、何が言いたいかと言いますと、杉並区の水とみどりのネットワークの非常に大きな特徴がその湧水地としての、それは善福寺のような大きなものであったり、妙正寺あるいは今回の桃園のような小さなものであったり、その大きさに違いはございますけれども、武蔵野の湧水地を起点として、そこから流れ出る川、あるいは水路というものをきちんとトレースしない限り、区のご方針としての水とみどりのネットワークというのは実現できないわけで、そういう意味からもやはりこの桃園川に関しましては、委員がご指摘なされたように、桃園川がどうであったかということに関しては明示すべきですし、逆にそこをこれからどのような方針で、例えば、緑道化していくとか、そのご方針のようなものを、今羅列いたしましたけれども、基本的にどういうご方針かということに関してはお伺いしたいなというふうに思います。それが1点。

それから、きょうの資料の中で、非常に短い「杉並第2・2・40号、天沼公園」の「位置」「面積」で、「備考」というところに「広場・修景施設」という書き方があるんですけど、この備考の書き方に関しまして、私、多分これは関連になっていると思うんですけど、「広場」というのがあるんですけど、この木造密集市街地の事業ですと、もし広場というものを非常に大きくお取りにならないといけないということがあるとしたら、何かいろいろ心配事も出てくるような気がしまして、この備考の書き方について教えていただきたい。

この2点でございます。

都市計画課長

説明のための資料がちょっと不足していたということで、今後十分、その辺も含めて注意をしていきたいと思っております。

今お尋ねの1点目でございますが、こういうようなもともと川があったところについての整備の方針でございますが、現在のこのまちづくり基本方針の中でも、「みどりと水のまちづくり」ということで、方針図がございませぬ。その中で、この桃園川につきましても、みどりと水のプロムナード軸という位置づけをしてございまして、部分的に公園になっているところ、また水路の上を整備して、道路や遊歩道に近いような形になっているところを含めまして、全体として、みどりと水のプロムナード軸というとらえ方をしております。ですから、それに関連して、今回の天沼公園が位置するということの説明をきちんと最初からしておけば

よかったなと、今反省しているところでございます。

それから、この都市計画の備考の書き方でございますけれども、ここにつきましては、非常に概念的なことしかここでは書いてございません。これからこの中身につきまして、地域の方々と議論をして、整備を進めていくということでございますので、本来その計画がきちんと固まっておれば、この備考についてもう少し詳しく書き込みができるわけでございますが、先ほどご説明いたしましたように、大きくはこの防災性を高めるといふことと、それからもともとこの部分が自然・地形としても非常にデリケートな部分であったということで、自然を生かすといふことと、防災性を高めていくことが大きな基本になってございます。それで、ここにつきましては、どういう施設を配置するかというようなことを通常書くという形になってございますので、こういう書き方をさせていただいてございます。

会 長  
委 員

ほかにはどうでしょうか。

今日、見させていただいて、なかなかタイミングよく交渉をされたということを感じました。それで、この公園の場合、先程の説明では防災に配慮した公園ということなんですが、この配慮したという意味は、例えば、蚕糸の森公園あたりは一定の広さがあり、周りの不燃化計画があつて、輻射熱を防ぐ。だから、いわゆる避難場所として確保しているわけですが、この場合には面積も少ないし、それから周辺の整備事業ですけれども、この公園との関係で、例えば不燃化の計画、そして目標ですね。そのあたりで、この公園はタイアップしていくわけですが、そういう周辺整備事業との関連がどのようになっているのか。それから、この公園自体が、例えば、空き地があれば、住民は逃げ込むということになると思うんですがね。例えば、放水銃を蚕糸の森公園のようにやるとか、何かこの公園自体の防災機能といふのはどのように考えておられるのか。

公園緑地課長

防災公園につきましては、委員もご存じのとおり、杉並区では今まで蚕糸の森公園、あるいは馬橋公園、それから井草森公園。こういったところがすでにでき上がっております。それから、浜田山にある柏の宮公園も防災公園として位置づけております。区としては、東西南北に大きな防災公園の拠点をつくっていくというものがございます。それと一方で、公園といふのは、小さい公園でも防災機能は備えているというようなことはございます。この公園につきましては、前段で申しました東西南北の4つの公園、防災の拠点となるような公園としての位置づけではございませんが、あの地区にあっては、貴重なオープンスペース 5,300平方メートルでございます。それから、また現地をごらんになっていただいたように、ある意味は、防火樹林帯的な生け垣もできている状況でございます。それからまた水もあるというようなこともございますので、あの地区において、その地域の方々のお役に立つといふか、防災的な面で役立つ公園にしていきたいといふふうに考えてございます。

それから、具体的な設備はまだこれからでございますけれども、先ほどお話にありました蚕糸の森の公園にある重装備のものをつくるかどうかというようなことは、これからの計画づくりの中で考えてまいりたいといふふうに思っております。

ます。

まちづくり推進課長 周辺のことですが、建て替え促進ということで、共同化するときに不燃化を図っています。また、4メートル未満の狭隘道路がありますので、狭隘道路の幅整備を着実に進めていく中で、隅切りが非常に小さい部分を緊急時の車両が通れるように、さらにもうちょっと大きくするような、緊急車が有効に消防活動できるような、そういった機能を充実させて防災機能を高めるといったことも考えております。

委員 具体的には周辺整備事業で、例えば、不燃化計画とか、その目標とかですね。それから、さらに不燃化だけではないと思うんですが、道路を広げるとか、いろいろあると思うんですが。また、そのほかに周辺事業というのはあるのか。この2点について、再度聞いておきます。

まちづくり推進課長 今回、用途地域改正の中で、新防火地域を指定しております。ですから、法律で新防火をかけますので、耐火率が非常に上がっていくといった仕組みになっております。

委員 目標とか、実施計画はあるんですか。

まちづくり推進課長 特にございません。

会長 でも密集事業をやっているのだから、今不燃化率がどれぐらいで、10年間で大体これくらいまで上げますというのを、整備の方針に書いてあるでしょう。

まちづくり推進課長 失礼しました。不燃化率でございますが、40%以上ということなのですが、それが45%ということで、不燃化率は超えているということになります。

会長 今のは何を言っているかよくわからない。委員の質問にちゃんと答えてください。

都市計画課長 当初、この辺の不燃化率、正確にはちょっと記憶してございませんが、30数%でございました。当面40%にもっていきたいということで、地域に呼びかけをし、また建て替え促進等についても地域に数十回入ってご説明をしてみました。なかなか共同した建て替え促進が進まないという実態もございましたが、用途の関係もございまして、不燃化の建物がふえてまいりました。最近の調査では、40%を超えて、先ほどまちづくり推進課長が申しましたように、45%というような数字になってございます。これをさらに高めていくというのが、新たな延伸の計画の中で予定しているところでございます。

委員 目標はないよというのは.....。

都市計画課長 目標はございます。数字を挙げて、なるべくそれに上げていくということであって.....。

会長 逆に言うと、民間の人の家を不燃化するわけですから、行政がこうしたいと言ってもできるものではなくて、その人たちが建て替えをするときに不燃化の住宅にしてくださいと。そうすると、ある程度助成いたしますということなんで、相対の交渉なんで、目標をつくってもなかなかそれが実施できるかどうかというのは難しいので、答えの仕方が曖昧模糊になってしまいますが、事業の性格はそんなものですから。

委員 今の不燃化の話だったと思うんですけど、不燃領域率の考えでいうと、今回の

公園の指定で変わるのか、今までもカウントしてあったのか。その辺はどうでしょうか。

都市計画課長

この部分につきましては、もともとオープンスペースということでございますので、不燃化領域率に大きな影響があるかといいますと、特に影響はないというふうに考えてございます。

会 長  
委 員

ほかにはどうでしょうか。はい、どうぞ。

公園をつくるというのは、多分今までもそうだと思いますが、杉並区消防団運営委員会の委員長を区長がしておられますね。その消防団運営委員会の中で、平素地域の住民の財産生命を守るためには訓練が必要だと。しかし現在、消防団の訓練場所がなかなかないので、区が公園をつくられるときには、ぜひ訓練のできるような場所も配慮してほしいということを常に毎回意見として出てきています。ですから、そういう意見を、今回防災機能というところにも重点化されていますが、そういう部分については、危機管理室の防災課が事務局になっていますので、消防団運営委員会の中で、各委員から要望等があったものをよく取り入れてやっていただければというふうに思います。スペース的な問題もありますし、それから広さもありますから、即全部は受け入れられないかもしれません。それから、地域の人たちとの関係もありますからね。その辺のところを十分に斟酌していただいてほしいなというふうに思います。よろしく願いいたします。以上です。

会 長

では、要望ということでよろしいですね。

ほかにはどうですか。

委 員

建物がたくさん建っていたんですが、公園として指定するときに、今の建物が全体として建ぺい率がどのぐらいの割合で建物が建っているのか、ちょっと教えていただきたいです。

公園緑地課長

すいません、現況の建ぺい率については、今手持ちがないんですけども。

会 長

逆にあの建物はどうするつもりなんですか、公園にしたら。

公園緑地課長

まだ、これからの計画で決まっていくわけですけども、ご存じのとおり、公園の中には建築の制限がございまして、一般的には2%という建築面積の範囲があります。それと特例で、施設によって、例えば休養ですとか、教養というような言い方で大きくりにするんですけども、そういったものについては、さらに10%上乘せで合計12%ですね。そこまでは法律上、範囲が広がるということがございます。現在の建物は当然その上をいっているということはわかってございますし、先ほど言った密集事業との関連も考慮しますと、すべてを当然残すことは難しいというふうに考えてございます。

会 長

よろしいですか。ほかにはどうですか。

私から、一言コメントを言うと、さっきの防災とか何とか言うと、この敷地全部を公園にするのか、道路として拡幅しなければいけないのか。全部を公園に指定するのかというところについては少し配慮しないと、公園だけではないんですよね。やっぱり、緊急車両がかなり安全に入れるような道路にするべきかどうかという議論も本来やっていただきたいというふうに思うんですけど。

まちづくり推進課長 今、会長のご指摘のとおり、先ほど現場を見ていただいたように、4メートル

ル道路ということで、緊急車が来たときに、歩行者が安全に通れないのが現状になっておりますので、今回の公園の中にも遊歩道ということで、歩行者が安心して歩けるような、そういったスペースを検討して、考えていくようなことでありますので、よろしくお願いたします。

会 長

ですから、都市計画審議会としては、この位置と規模しが決められないけど、どこかでこの公園について、こんな設計でまとめますというのを、1回報告で見せていただくと、皆さん、少し納得するんじゃないですか。ちょっときょうのところは、隔靴搔痒の感ありという感じだからね。よろしくお願いたします。

では、そういうことですから、この原案をお認めいただけるでしょうか。

(異議なし)

会 長

では、これは異議なしということで答申させていただきます。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

最初に「放射第5号線について」の説明、よろしくお願いたします。

都市計画課長

それでは、お手元の資料でございます「放射第5号線について」にしたがいましてご説明をさせていただきます。この放射第5号線につきましては、当審議会におかれまして審議をいただき、ことしの2月の17日に答申をいただいたところでございます。その後、東京都の都市計画審議会を経まして告示になったところでございます。その告示の詳細につきまして、ここにお示ししてございます5月14日付で、この表にございますような形で告示になりました。告示番号867、868、869ということで、次のページに資料として東京都の広報をおつけしてございます。このように告示になったということをご報告させていただきます。

変更概要につきましては、そこに記載してございますとおり、放射第5号線につきましては、幅員が50から60メートルに変わったということと、環境施設帯の設置が幅員10メートル加わったということでございます。

それから、補助217号線の延長が5メートル広がった分だけ削られたということでございます。延長の変更のところは、これは10メートルで丸めてございますので、このような数字になってございます。

それから、玉川上水緑地につきましても、面積の変更がございまして、15.98が17.4ヘクタールという形に変更になりました。それから、高井戸公園につきましても記載のとおりでございまして、18ヘクタールが17.4ということで、ここは若干減少したということでございます。

経過につきましては、先ほど申し上げましたように、4月20日東京都の都市計画審議会が開催されました。そこでご審議がありまして、結果的に答申を得られたということでございます。それから、環境影響評価書が提出され、5月14日に都市計画変更、先ほど申しました告示がございました。その後、7月1日に東京都と杉並区とで連絡会を立ち上げまして、この2月に答申をいただいたときに、条件をつけて認めるということございましたので、その後前回のこの審議会でご説明させていただきましたけれども、区長から都に意見書を出して、都のほうから回答をいただいたわけでございます。その回答の中で、都と区で連絡会をつくって協議をしていくということになってございますので、それが7月1日

にその第1回が行われました。それまでの間、準備会ということで、数回にわたって議論をしてきたところでございます。その後、8月4日と5日両日にわたりまして、事業説明及び測量説明会を東京都が行いました。現在、住民を交えた協議会、住民協議会へ向けて、その準備を今進めているところでございます。東京都と鋭意詰めて、何とか早くこの協議会を立ち上げたいということで、今議論をしているところでございます。

以上が放射第5号線のご報告でございます。

会 長  
委 員

ということでございますが、何かご質問、ご意見ありますか。

ここにあるように、経過として7月1日に連絡会が開かれたとありますが、それで例えば武蔵野の面影をしっかりと守るとか、みどりの連続性とか、住民・区民の要望を生かすということで、区長からさっきもご説明があったように意見が出されて、東京都から回答が来た。やはり、これは最低限しっかり東京都に守ってほしいし、それをやはり担保する上では区の責任もこれから大きいと思うんですが、この準備会とか、この第1回の都区連絡会なんかで、このあたりはどのように協議をされたか、もうちょっとそのやりとりの内容をご説明いただけたらと思うんです。

都市計画課長

まず、この連絡会がどういう形であるべきかということの議論をしてきたわけでございます。その都区連絡会の要綱を7月1日に定めて、これで行きましょうということになりました。私どもは、先ほど申しましたように、早く住民を交えた協議会を立ち上げるということを強く要望しているところでございます。現在、都のほうもその準備に向けて動き始めたということで、私どものほうも必要なものをどんどん都のほうに出して、早く地域の皆さんに入っていていただいて、この道路のつくり勝手を、皆さんの知恵をお出しになっていいものにしていきたいということで議論をしているところでございます。

委 員

区の固有の責任というか、責務と、それから住民の声を生かすということはもちろんあるんですが、やっぱり区独自の責務というのはあると思うんですね。それでちょっと私、今、資料を持ってきてないんだけど、この協議会自身はかなり限られた権限しかなかったんじゃないかというような記憶があるんですが、そういった……。だから、さっき区長が挙げた7項目でしたっけ。武蔵野の面影だとか、もう繰り返しませんけれども、そういうことまでこの協議会ではしっかりできるのかどうかですね。やはり、区はちゃんとした区長の意見があるんで、独自の要望というのはずっと主張して、それはしっかり実現させるべきだと思うんですが。この2点、どうでしょう。

都市計画課長

今、委員が言われましたように、区長が提出した意見、7項目ございますけれども、その最後に区の言うことをきちんと受けとめてくれということがございます。そういうことで、私どもはその協議会で大きくどういうことを議論していくかということ、今、都と詰めているところでございます。それが、あらあら詰まれば、住民の皆さんにそれをお知らせして、また参加等を募っていきたいというふうに考えてございます。ですから、私どもとすれば、杉並区として必要なことはきちんと申し上げているというふうに考えてございます。

- 委員　　これで終わりますけれども、そうすると協議会自身、かなり発言力というか、守備範囲というのは、区長が出した7項目のようなことまでしっかり都と対等に協議ができるという、こういう確認でよろしいですか。
- 都市計画課長　　基本的には要望に出したことに沿ってやっていくということでございます。各論で言えば、まちづくりの話、沿道を含めたまちづくりということ、それから、みどりの関係の話、それから道路の作り勝手の問題ということが核になって動いていくのかなというふうに考えてございます。
- 委員　　この都市計画審議会では、これを採決するとき、付帯意見をつけて採決したわけですね。要するに、地域の要望をしっかりと聞くという前提で、非常に時間も大変使いましたし、それから非常に賛否交錯する中で、付帯意見ということで出したわけで。これはお伺いしたいのですが、付帯意見に関して、都計審ではそれ付きで採決したわけですから、それに対してどのような経過で、その付帯意見に対応していくかということに関しては、報告事項としてこれからきちんと報告していただく必要があるのではないかと思うんです。今日は、広報の抜粋だけが報告事項としてございますが、付帯意見がついたその案件についての、その後の報告について、都市計画審議会に対する事務局のお考えを伺いたいのですが。
- 都市計画課長　　前回のこの審議会におきまして、この都市計画審議会でもいただいたご意見を、東京都に区長名で出したわけですが、それに対して都から回答がございました。その回答につきまして、前回ご説明をさせていただきました。基本的には私どもが出したものに対して、都もそれに沿ってやってきましょうということでございますので、その経過といたしまして、今日ご説明をさせていただいているわけでございます。その中にあります都と区の協議会といいますが、そういうものを設置するというふうになってございますので、まずそれが設置されたということ。その次に、住民の方々を含めた協議会というものをこれから立ち上げていくということについて、今、準備に入っているということをご説明させていただいているところでございます。また、今後につきましても、節目節目でご報告させていただければというふうに考えてございます。
- 委員　　できればといいますか、先ほど委員からも、経過で1行書いてあるだけなので、ほとんどわからないものですから。今後、非常に重要な項目というのが、これから具体的に出てくると思いますので、できましたら、きちんと文章の形にして、報告事項として、都計審の場で報告をお願いしたいというふうに思います。
- 会長　　では、これは要望ですから聞いておきましょう。  
ほかには何かありますか。  
もしなければ、次の報告事項の「用途地域等変更に係わる決定告示について」ご説明をお願いします。
- 都市計画課長　　それでは続きまして、用途地域等変更に係わる決定告示について、ご報告をさせていただきます。この用途地域の変更につきましても、平成14年7月を皮切りにこの審議会でも幾度となくご審議をさせていただきました。その結果、今年の4月7日に答申をいただいたわけでございます。それを東京都に出しまして、東京都の都市計画審議会でも議論され、答申をいただいて、結果的に告示になったわけ



でございます。詳細につきましては、お手元に『広報すぎなみ』の特集号をおつけしてございますが、大きくは用途地域について5点ございます。

1点目が都市計画区域区分の変更でございます。これにつきましては、杉並区にはございませんが、東京都全体ということでございますので告示されてございます。それから、用途地域の変更ということで、これはお手元の資料の、広報の裏面のところに変更になった場所をお示ししてございます。6カ所ございますが、これが具体的な変更箇所でございます。それから、3点目が防火地域、それから準防火地域の変更でございます。それから、4点目が特別用途地区の決定についてということでございます。3番目以降、3、4、5につきましては、杉並区の告示でございます。杉並区の決定ということで、準防火、防火、それから特別用途地区、それから、高度地区の変更ということでございます。

それから、新たな防火規制。先ほど天沼三丁目でも話が出てございましたが、杉並区の一部に係る区域の指定及び施行日ということで、今年の9月1日から、この新しい防火、私どもは新防火と呼んでございますが、これを施行するわけでございます。東京都のほうで、今年の6月30日に告示になったわけでございます。詳細はお手元のこの『広報すぎなみ』の特集号をごらんいただければと思います。それから、また用途地域につきましては、都市計画図を郵送で既にお送りしてあるかと思しますので、それをご参考にいただければと存じます。私からは以上でございます。

会 長

どうもありがとうございます。ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

特にございませんか。それでは、どうもありがとうございました。

以上で報告事項が終わりますが、何かほかに委員の方々から意見がありますか。

なければ、事務局から連絡事項等がございましたらばお願いします。

都市計画課長

次回、第131回杉並区都市計画審議会の開催日程についてご報告いたします。生産緑地の変更に関する議案がございますので、第131回の都市計画審議会を10月下旬に開催したいと考えてございます。日程等を調整の上、開催日が決まりましたら早目に皆さまにご連絡をしたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

会 長

まだ決まらないということですね。それでは、よろしく。よろしくと言っても、突然言われても、みんな調整不能かもしれないけど、よろしくをお願いします。

これで、きょうの予定の議事は全部終わりましたので、これで第130回の杉並区都市計画審議会を閉会いたします。

どうも、長時間ありがとうございました。

- - 了 - -